

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜に係る防疫措置の完了について

令和8年3月26日（木）に本県で高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された家きん農場において、防疫措置が完了しましたので、お知らせします。

1 発生農場

所在地 宮城県角田市
対象羽数 あひる（あいがも） 約9,000羽

2 防疫措置

(1) 殺処分

- ・殺処分 令和8年3月27日（金）午前3時完了
- ・殺処分羽数 約8,170羽（速報値）

※：当該数値は速報値であり、今後の精査結果により変動する場合があります。

(2) 防疫措置

- ・家きん舎及び農場内の清掃・消毒、汚染物品の埋却
令和8年3月28日（土）午前6時完了

3 今後のスケジュール（予定）

(1) 発生農場の防疫 1週間間隔を目途に2回の消毒を実施

(2) 搬出制限区域解除(半径3~10km以内) 令和8年4月9日（木）午前0時

- ・防疫措置完了から10日経過後の4月8日に実施する搬出制限区域解除検査終了後、農林水産省（国）と協議の上、解除。以降、監視強化区域として監視を継続。

(3) 移動制限区域解除(半径3km以内) 令和8年4月19日（日）午前0時

- ・区域内で新たな鳥インフルエンザの発生がなく、防疫措置完了から21日経過後に国との協議の上、解除。以降、監視強化区域として監視を継続。

(4) 監視強化区域解除(半径10km以内) 令和8年4月27日（月）午前0時

- ・防疫措置完了から28日経過後の4月26日に実施する監視強化区域解除検査終了後、国と協議の上、解除。

※なお、消毒ポイントについては、制限区域の解除に伴い、順次廃止します。

角田市における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る移動及び搬出制限区域の設定について

